平成２１年（フ）第３１２７号
札幌市清田区平岡２条１丁目５番19号
破産者　中山　秀勝
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８３号
札幌市豊平区平岸３条12丁目５番７―305号
破産者　土合　久子
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１号
青森市大字新城字福田９番地
破産者　福井　　隆
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
宮城県石巻市北上町女川字峯３番地３、前住所仙台市泉区泉ケ丘３丁目８番17号　レインボーⅢＢ201
破産者　藤原　夕子
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
茨城県日立市末広町３丁目23番27号
破産者　新井　萬喜
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１４９号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番１―1014号
破産者　福田　　猛
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０９号
神奈川県鎌倉市玉縄１丁目６番地５　サニーハイム玉縄101
破産者　松舘　輝雄
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８２６号
横浜市旭区中希望が丘154番地24　エクセル希望ヶ丘Ⅲ―203
破産者　比護　憲二
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９３７号
横浜市金沢区柴町345番地16　ピア345―102号
破産者　永島　　稔
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１７号
神奈川県厚木市みはる野１丁目23番８号
破産者　三浦　雅人
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５３０号
相模原市南区松が枝町12番11号　エリール一番館101号
破産者　藤沢　仁志
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５３１号
相模原市南区南台６丁目８番６号　ケーフォレスト101、開始決定時の住所神奈川県相模原市相模台７丁目５番３号　メゾンベール桜台404号
破産者　高木　茂子
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３６号
新潟県胎内市中条3367番地７
破産者　市村　耕士
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２１２号
静岡市駿河区向敷地178番地の10、旧住所静岡市駿河区丸子6254番地の８
破産者　高石宮子こと　鄭　　宮子
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６６号
静岡県磐田市豊岡4473番地１　フェアリーヒルズヒビキ108、前住所静岡県磐田市宮之一色794番地２　豊田コーポ305号
破産者　山本　俊治
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
愛知県蒲郡市竹谷町泉16番地　ビューラー三河103号
破産者　井本　忠房
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１３３７号
京都市伏見区久我森の宮町10番地79、住民票上の住所京都市伏見区久我御旅町４番地の174
破産者　森元　義典
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
愛媛県喜多郡内子町村前503番地、住民票上の住所愛媛県松山市溝辺町甲729番地１
破産者　木下　徳之
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部